

## 総務厚生常任委員長報告

審査日	令和8年3月9日～13日			
出席委員	金子 恵	堤 理志	下町 純子	堀 真
	西田 健	浦川 圭一	西岡 克之	
説明員	関係所管管理職並びに職員			

### 議案第11号 長与町手話言語条例

#### 【提案理由・主な内容】

本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定めるとともに、町の責務、町民および事業者の役割を明らかにし、町が推進する施策の基本事項を定めるもの。前文では、言語は人が生きていくうえで不可欠なものであり、手話は音声言語とは異なる体系を持つ言語であることや、手話を利用するろう者等のこれまでの背景を踏まえ、ろう者等を含む全ての町民が安心して暮らせる町を目指すことを宣言している。条例では、ろう者等が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本理念として掲げ、町の責務、町民および事業者の役割を定めている。また、手話への理解と普及、意思疎通支援の環境整備、聴覚障害児の手話習得の機会確保、学校や事業所での理解促進、災害時の情報取得や意思疎通支援などの施策について規定している。

なお、施行日は令和8年4月1日としている。

#### 【主な質疑】

質疑：これまで、ろう者や難聴者に対するさまざまな支援が行われてきたが、今回あえて条例を制定することにより、町としてどのような目的や意義を持つのか。

答弁：これまで意思疎通支援者の養成講座など手話に関する取り組みを行ってきた。今回条例を制定する目的は、手話に関する町の責務を明確にし、明文化することで手話が言語であるという認識を改めて町民に周知することである。

質疑：条例第8条では「学校等における理解の促進」と規定されているが、小中学校での手話教育、教職員研修、保育所など幼少期段階など、教育委員会との連携を含めて進める必要があるのではないか。

答弁：条例制定に当たり教育委員会とも協議を行った。学童、児童館、保育園などで手話通訳士による説明や触れ合えるような取り組みは検討していきたい。

質疑：災害時には、避難所での情報確保、手話通訳者による情報提供、防災情報の伝達などが重要になる。条例を制定する以上、災害時の対応も検討すべきではないか。

答弁：条例第10条で災害時の支援を規定している。今後、支援者との協議を行い、手話通訳者の派遣体制などについて検討していきたい。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第12号 複合施設「ホンテラッセ長与」条例

### 【提案理由・主な内容】

本条例は、複合施設「ホンテラッセ長与」を新たに整備することに伴い、施設の設置や管理方法などを定める条例を制定するもの。これまで別々の条例で運営してきた図書館と健康センターに、新たに交流エリアを加え、3つの機能を一体化した施設として運営するものである。

本施設は、住民、通勤・通学者や町に関わる人など、多様な人々がその垣根を越えて交流し、それぞれにとっての心地よい場所として受け入れられ、「学び・育み・ふれあいの拠点」となることを目的としている。施設全体は施設長のもとで一体的に管理運営され、図書館、健康センター、交流エリアが連携した事業を行うことができる。交流エリアに設けられるラウンジや親子の遊び場などで自由に過ごしたり、ミーティングルーム、クッキングルームを団体活動やイベントなどに利用することができる。本条例では、ミーティングルームやクッキングルームの使用料を規定しており、町主催事業や公益性の高い活動については使用料を減免できる仕組みとしている。また、本施設では町内外の利用者を区別せず、同一料金で利用できることとしている。

利用時間は、交流エリアが平日午前9時から午後8時まで、休日は午後5時まで、図書館は平日午前10時から午後8時まで、休日は午後5時までである。健康センターは平日午前9時から午後5時までの開館である。なお、現在の図書館は祝日が休館となっているが、新しい施設では月曜日以外の祝日は開館し、より利用しやすい運営を目指すものである。また、この条例は令和9年4月1日から施行予定であり、開館に向けた準備行為については施行前から行うことを可能としている。

### 【主な質疑】

質疑：開館時間が大幅に延長される中で、職員を2名増員することであるが、それで十分な体制なのか。働き方改革の観点からも、余裕を持った人員配置が必要ではないか。

答弁：職員数は基本的に2名増員としているが、人数というよりは勤務日数で管理する考えである。短時間勤務やフルタイムなど多様な勤務形態を想定しており、短時間勤務者が増えた場合には累計人数は増えることとなるが、年間の累計人日は基本的に変わらない見込みである。

質疑：祝日は平日より利用が多いと考えられることから、月曜日と祝日が重なる場合でも、会計年度任用職員などで対応し開館できないか。

答弁：休日の過ごし方は、一般的に休日の形態によって異なるともいわれており、連休の過ごし方はさまざま。このため必ずしも図書館のニーズが高いのかというのははっきりとはわからない。また、振替休館とした場合には火曜日が利用できなくなり一長一短のところもある。さらに図書館は司書による専門的なサービスを提供する施設であり、公民館とは業務内容が異なることから若干の違いがあると考えている。

質疑：図書館は住民のための施設であり、30億円の事業費もかかっている。管理公社の人員だけでなく、団塊世代や高齢者、経験者などを含めた多様な人材の活用も考えられるのではないか。

答弁：図書館自体が図書館法に基づく施設であり、教育施策と一体化して動いてもらうため、これまで図書館運営に携わってきた公社の知見や経験を生かしながら運営していく考えである。

質疑：条例では町長又は教育委員会が開館時間を変更できる規定があるが、規則で定める方法もある中で、開館時間や休館日をあえて条例に規定した理由は何か。

答弁：開館時間や休館日は必ずしも条例で定める事項ではないが、複合施設として重要な内容であると考え条例に規定している。また、休館日は統一している一方、施設ごとに開館時間が異なることを明確にする目的もある。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

### 議案第13号 長与町行政財産使用料条例

#### 【提案理由・主な内容】

本条例は、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可に係る使用料の徴収等について、必要な事項を定めるため制定するもの。行政財産については、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができ、その際には同法第225条の規定により使用料を徴収することができることとされている。

今回、上程している複合施設「ホンテラッセ長与」の設置や、潮井崎キャンプ場への指定管理者制度の導入にあたり、事業者による喫茶店や売店等の利用も想定されること、併せて財産管理の在り方を見直し、行政財産使用料等の必要事項を定めるものである。

条例では、使用料の納付義務、使用料の算定方法、喫茶店や売店等の使用の場合の使用料、消費税の取扱い、使用料の納付方法、光熱水費等の負担、使用料の減免および返還などについて規定している。また、本条例の運用に関する事項は規則に委任することとしている。施行日は令和9年4月1日としており、施行規則については現在作成中で、減免や手続き、様式等を定める予定としている。

#### 【主な質疑】

質疑：ホンテラッセ長与における喫茶店や売店等の使用料を売上の100分の5とする根拠は何か。

答弁：他自治体の事例を参考に設定したものであり、内装工事費などの初期費用が事業者負担であることや公共施設として営業時間等の制約があることを踏まえ、事業者が参入しやすい条件、価格への転嫁など総合的に判断し、基本を5%とした。

質疑：行政財産は本来、福祉の増進など公共目的のために整備されたものであると考えるが、今回の条例により喫茶店や売店などの収益事業を認めることについて、

行政財産の目的との関係をどのように整理しているのか。

答弁：行政財産については地方自治法に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができることされており、今回想定している喫茶店や売店等の利用についても、施設の本来の目的を損なうものではなく、利用者の利便性向上や施設の有効活用につながるものとして、行政目的を妨げない範囲で運用していくものである。

質疑：第3条第3項では、売上金額の100分の5に町長が別に定める率を乗じた額とされている。しかし、町長が別に定めるという規定では、交渉や裁量によって決定される余地があり、条例としては曖昧ではないか。低減や加算の条件などを明確に規定すべきではないか。

答弁：基本は売上の5%を使用料として想定している。ただし施設の立地、規模、設備など施設の状況に応じて弾力的な運用が必要と考え、町長が定める率とする規定にしている。ただし指摘のとおり表現が曖昧な部分もあるため、令和9年4月の施行までに具体的な運用を検討する。

質疑：新しい複合施設は約30億円をかけて整備された施設である。そこで営業する事業者の使用料が売上の5%という設定では低すぎるのではないか。民間で店舗を借りて営業する場合は家賃、税金、維持費などがかかる。ある程度厳しい条件を設定し、本気で営業する事業者を募集すべきではないか。

答弁：5%という設定には内装工事費は事業者負担となること、公共施設のため営業時間等に制約がある、集客力が未知数である、学生なども利用しやすい価格帯にしたいなど、これらを総合的に考慮し事業者の負担を抑えるため5%を基本としている。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第15号 長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

### 【提案理由・主な内容】

本議案は、地方自治法と重複して規定されている事項を整理するとともに、本町における監査の現状を踏まえ、定期監査の実施期間を明確化するため所要の改正を行うもの。

第2条から第4条については、地方自治法第195条ならびに第196条第1項および第6項において既に同趣旨の規定があることから、重複する規定を削除するもの。また、第7条第1項は、改正前は定期監査の実施期間を7月から10月までとしていたが、現在は4月に水道局の物品管理に関する監査、7月から8月に小・中学校および給食調理場、10月から11月に全所管課を対象とした定期監査を実施している状況である。こうした実情を踏まえ、実施期間を4月から11月までの間とするよう改めるものである。

なお、施行日は公布の日としている。

**【主な質疑】**

質疑：監査委員は通常2名とされているが、例えば人口20万人程度の自治体でも同じく2名なのか。どのような基準で定められているのか。

答弁：監査委員の定数については地方自治法に規定があり、都道府県および政令で定める市は4名、その他の市町村は2名とされている。なお、条例により定数を増やすことができるとされており、自治体によっては増員している場合もある。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

**議案第16号 附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**【提案理由・主な内容】**

本議案は、長与町総合開発審議会および長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を統合し、新たにこれらの機能を有する長与町総合計画総合戦略審議会を設置することで、総合的かつ効果的な審議を図るため所要の改正を行うもの。改正内容として、附属機関の設置に関する条例および特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から両審議会を削除し、新たに長与町総合計画総合戦略審議会を追加する。

附則では、施行日を令和8年4月1日とし、経過措置として現委員の任期を令和8年3月31日までとするとともに、施行日前においても委員の委嘱ができることとしている。

**【主な質疑】**

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

**議案第18号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）**

**【提案理由・主な内容】**

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,459万4千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ179億9,935万1千円とするもの。

企画財政部では、各種交付金や普通交付税について、決算見込みや国の再算定により増額計上。ふるさと長与応援寄附金は寄附実績見込みにより減額。複合施設整備事業は、太陽光発電電力の自己託送調査について、実施が困難と判断したため調査費を減額計上。

総務部では、遺贈により寄附された不動産の貸付収入や現金の寄附を歳入として計上。また、西側埋立地の企業への売却による不動産売払収入を計上。LED照明リース事業の開始時期の変更に伴う経費の減額や、公共施設等管理公社補助金の調整による減額。また、自治会関係補助金などの実績に基づく減額を行うとともに、防災基金へ

の積み立てを行っている。

住民福祉部では、保育所運営費負担金について、公定価格の上昇に伴い国・県負担金が増額。また、医療的ケア児支援事業や予防接種費用などについて実績見込みによる減額。老人福祉センター運営補助金や福祉バス運行経費の補助を増額。定額減税補足給付金事業の終了に伴い事業費を減額している。

健康保険部では、国民健康保険基盤安定負担金や後期高齢者医療保険基盤安定負担金などについて、額の確定に伴い減額計上。また、子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システム改修や、年金事務システム改修に係る経費を計上。介護報酬改定に伴うシステム改修に係る国庫補助金について、特別会計から一般会計へ繰り入れを行っている。

議事課では、県町村議会議長会からの補助制度の事務手続き変更に伴い、補助金収入を減額。議員2名の欠員に伴う議員報酬を減額計上。

#### 【主な質疑】

#### 企画財政部

質疑：企業版ふるさと納税は17社から寄附があったとのことだが、新図書館については、寄附額に応じて館内に銘板を設置できる制度があったと認識している。その対象となる事業者や現在の状況はどうなっているのか。

答弁：複合施設整備事業に寄附をいただいた企業については、令和8年度の予算において、町産材を使用した木製の銘板を作成し、企業名等を記載する予定としている。

質疑：自己託送接続検討料とは何か。

答弁：複合施設の太陽光発電による余剰電力を役場へ送電し有効活用することについて、技術的に可能かどうかを調査する目的で計上していた。しかし、九州電力グループ企業との事前協議の結果、メガソーラーのような大規模設備でなければメリットが出にくいとの判断となり調査を行わないこととなったため、予算が不要となった。

#### 総務部

特記すべき質疑はなかった。

#### 住民福祉部

質疑：ごみ袋作成業務委託料については社会福祉協議会に委託しているものと認識しているが、今回大きな減額となっているのは、入札減だけでなく、作成枚数自体も減少したことによるものなのか。

答弁：材料費の高騰に対応するため契約方法を見直し、発注を前期・後期に分けるとともに、材料の購入と袋の製作を分離して発注する方式へ変更した。その結果、経費の削減が可能となり、今回の大幅な減額につながった。

#### 健康保険部・議事課

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第19号 令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

### 【提案理由・主な内容】

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,209万3千円を減額し、補正後の総額を44億390万4千円とするもの。歳入では、保険給付費等交付金は、交付額や負担金の額の確定に伴う減額補正を行っている。また、子ども子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の契約額に合わせ、減額を行っている。歳出では、同システム改修費や出産育児一時金について実績見込みによる減額を行うとともに、国民健康保険事業費納付金や保健事業費などで財源組替を行っている。

### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第20号 令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

### 【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,526万4千円を追加し、補正後の総額を8億349万4千円とするもの。歳入では、後期高齢者医療保険料の実績見込みにより増額計上。保険基盤安定繰入金については、額の確定に伴う減額を行っている。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料の増額および保険基盤安定負担金の確定に伴い調整を行っている。

### 【主な質疑】

質疑：特別保険料が見込みより多かったが理由は何か。

答弁：被保険者の所得額が増加したことにより、1人当たりの保険料単価が上昇している。主な要因としては、改定による年金所得の増加や、賃上げによる給与所得の増加が影響している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第21号 令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）

### 【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ220万6千円を追加し、補正後の総額を35億5,350万6千円とするもの。歳入では、介護報酬改定に伴うシステム改修に対する国庫補助金および介護給付費準備基金の預金利息を計上。歳出では、介護給付費準備基金への積立てを行うとともに、介護保険システム改修費に係る補助金を一般会計へ繰り出している。また、予備費で収支の調整を行っている。

## 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第23号 令和8年度長与町一般会計予算

### 【提案理由・主な内容】

令和8年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ168億216万3千円で、前年度比約3%の減となっている。

企画財政部財政課では、地方交付税の増額、長崎市との新浄水場共同整備に伴う水道事業会計への出資などを計上。政策企画課では、複合施設整備費をはじめ、移住定住支援、結婚支援、地域おこし協力隊の採用支援など人口対策および地方創生に関する事業費を計上。税務課では、町民税、固定資産税、都市計画税などの町税歳入を計上し、特に固定資産税及び都市計画税は高田南土地区画整理事業の進展に伴い増額計上。収納推進課では、相続財産清算人申立てに係る予納金など滞納整理に必要な経費を計上。

総務部総務課では、任期満了に伴う長崎県議会議員選挙及び長与町議会議員選挙に係る経費を計上。契約管財課では、公共施設等管理公社への補助金及び町営駐車場の無人化に向けた整備費を計上。地域安全課では、消防施設整備事業に係る地方債、小型動力ポンプ付積載車更新やJアラート設備更新、防災倉庫整備費などを計上。秘書広報課では、広報ながよの発行、町勢要覧の作成、ホームページの改修及び保守管理、写真資料のデジタル化のための経費を計上。情報政策課では、デジタル実装交付金やデジタル基盤改革支援補助金、フロントヤード改革推進事業における書かないワンストップ窓口システムの導入、ガバメントクラウド運用管理、公金収納のデジタル化対応に係る経費を計上。

住民福祉部住民環境課では、脱炭素化推進事業、ごみ収集運搬およびし尿処理に係る経費を計上。高田保育所では、給食主食提供開始に伴う経費、防犯カメラや非常通報装置の整備など、安全対策及び保育環境の充実に係る経費を計上。こども政策課では、放課後児童クラブの増設、乳児等通園支援事業の開始、5歳児健診の実施、産後ケア事業の拡充などの経費を計上。福祉課では、社会福祉協議会運営補助や地域福祉団体等バス借上助成事業、障害者福祉サービス費の増額、高齢者交通費・健康づくり助成金を計上。

健康保険部健康保険課では、国民健康保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金、各種予防接種やがん検診等の健康増進事業、複合施設「ホンテラッセ長与」の管理経費、健康ポイント事業などの経費を計上。介護保険課では、社会福祉法人等利用者負担額減免に対する補助を計上。あわせて認知症理解を深める映画上映や疑似体験にかかる事業の実施経費を計上。

会計課では、指定金融機関派出窓口にかかる経費、公金振込手数料、データ伝送システム利用料など公金管理に関する経費を計上。

議事課では、議員14名分の報酬を計上。また、長崎県町村議会議長会負担金については、議長会事務局の体制強化のため前年度より増額。監査事務局では、オンライン研修受講のための講習会負担金を新たに計上している。

#### 【主な質疑】

#### 企画財政部

##### (財政課)

質疑：都市計画税の歳入が約3億2,800万円見込まれる中で、街路事業に地方債約5,400万円を借り入れる必要があるのか。保留地処分金などを活用して借入れを減らし、償還による将来負担を抑えることはできないのか。

答弁：起債は財源不足の補填や将来世代との負担の公平性を踏まえ、有利な起債の活用や事業全体の収支バランスなどを総合的に判断して借入れを行っている。街路事業の5,400万円の町債についても必要な財源と判断したものであり、また、土地区画整理事業についても補助対象事業との関係や他事業と併せて起債する関係での影響から、保留地処分金のみで起債をゼロにすることは難しいが、借入額はできるだけ抑えるよう努めている。

##### (政策企画課)

質疑：近年は全国的に地域おこし協力隊が活躍し、移住や地域活動など成果も上がっている。今回、公募・採用を行うことになった経緯は何か。

答弁：町の活性化には、町外からの熱意ある人材を受け入れることが重要と考えている。移住促進とも関連する取り組みとして、まずは1名の地域おこし協力隊員を募集し、本人のスキルを生かしながら町の活性化につながる活動を期待している。

質疑：スライド条項は、物価高騰等に対応するためのものと理解しているが、今後、増額が生じた場合、その内容や妥当性について議会に対し説明の機会はあるのか。

答弁：工事契約の変更については、500万円以上の場合は議会の議決が必要となるため、その手順を経て対応することになる。なお、設計委託料はスライド条項により賃金や物価変動で工事契約の変更が生じた場合に、工事と併せて設計積算の変更が必要となるため計上しているものであり、工事変更が発生しなければ当該委託料は不要となる。

##### (税務課・収納推進課)

特記すべき質疑はなかった。

#### 総務部

##### (総務課)

質疑：電子書籍使用料の内容は何か。

答弁：これまで加除式の紙の書籍を購入し、差し替えながら使用していたため、所管部署でしか閲覧できず、必要な場合は借りに行く手間があった。今回、電子書籍サービスを導入することで、全庁的に契約した資料を各職員が電子で閲覧で

きるようになる。

(契約管財課)

質疑：嬉里地下駐車場の無人化に伴う精算機リース料は年間で約400万円程度になる見込みだが、これまでシルバー人材センターへ委託していた有人管理と比較して、費用はどうなるのか。

答弁：これまでの有人管理では人件費を含め年間約650万円程度かかっている。今後も人件費の上昇が見込まれることから、無人化により年間でおよそ200万円程度の経費削減が見込めると考えている。

(地域安全課)

質疑：防災倉庫を購入し設置するとのことだが、そこにはどのような備品をどの程度保管できるのか。

答弁：新たに設置する防災倉庫は3坪程度の規模を予定しており、複合施設「ホンテラッセ」に設置することを想定している。倉庫には避難所運営に必要なパーテーションなど、避難所開設時に使用する備品を保管する予定である。

(秘書広報課)

質疑：町勢要覧は5年ごとに更新をするとのことだが理由は何か。

答弁：総合計画策定の年に発行するようにしている。

(情報政策課)

質疑：フロントヤード改革推進事業について、町長の施政方針では「書かない・待たない・回らない窓口」の実現を目指すとされているが、令和8年度はまず「書かない窓口」の実現に向けて取り組み、段階的に進めていくということか。

答弁：完全に全てを実現することは難しいが、令和8年度から取り組みを開始し、3つの要素を並行して進めながら段階的に精度を高め、対象範囲を広げていく形で実現を目指していく考えである。

## 住民福祉部

(住民環境課)

質疑：常設倉庫を増設するとのことだが理由は何か。

答弁：資源化物の紙類を常設倉庫でも回収できるようにすることを検討している。保健環境連合会からも要望が出ており、令和8年度中の実施を想定して予算計上している。予算承認後、具体的な収集方法などについて関係団体と協議しながら進めていく予定である。

質疑：資源化物の分別状況は問題なく維持されているのか。高齢化の影響などはないのか。

答弁：現時点で大きく悪化しているとは感じていない。長与・時津環境施設組合で行っているごみの組成調査でも、比較的分別割合は高いとの結果が出ており、現状では良好な状態が維持されていると認識している。

(高田保育所)

質疑：保育所ICTシステム使用料は、具体的にどのようなことか。

答弁：保育計画や児童の記録、保育要録の作成などの帳票管理の部分を充実させたい。

質疑：賄材料費が計上されている。どのような内容か。

答弁：3歳から5歳児は、主食を家庭から持ってきて副食だけを提供していたが、保護者負担軽減のために、主食の提供を行いたいと考えている。

（こども政策課）

質疑：医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は、利用実績が少ないため減額とのことだが、令和8年度の見込み、内訳はどうか。

答弁：令和7年度は対象者2人、1人当たり年間上限96時間の利用を想定していたが、実績は2人合わせて約20時間程度にとどまった。主な理由は訪問看護師の確保が難しいことによるもの。利用は、通院時の付き添いや家族の学校行事参加時などのニーズが高い。8年度は実績を踏まえ、月平均6時間程度と見込み、2人分で年間72時間分の予算を計上している。

質疑：高田小学校区と南小学校区に新設される放課後児童クラブは、現在の学童保育と別に運営するのか。この場合、新設クラブも同じ運営主体なのか、それとも別の団体が運営するのか。

答弁：長与南小学校区については、既存の児童クラブが1支援分増やして受入れを拡大するもので、現在のプレハブ施設に代わり小学校の空き教室を活用して運営する。高田小学校区は、別の社会福祉法人が新たに児童クラブを立ち上げ1支援分の受入れを行う予定である。

質疑：5歳児健診について、7年度はモデル実施を行い有効性が認められたため、8年度から全対象に拡大するとのことだが、モデル実施においてどのような効果が確認されたのか。

答弁：7年度は町内5園、約100名を対象にモデル実施しスクリーニングの結果、約50名が2次健診の対象、うち約30名がフォロー対象となった。対象児童については療育専門員による巡回支援や家庭への助言、必要に応じ専門機関への連携を行い、就学相談にもつなげている。早期に発達特性を把握し環境調整や支援につなげることで、自己肯定感の低下や不登校などの二次的課題の予防につながる効果が確認されたため、8年度から全対象へ拡大するものである。

（福祉課）

質疑：自治会福祉員とはどのような役割を担うのか。

答弁：自治会の中で高齢者の見守り活動を行う。現在9地区で取り組んでいる。福祉員は89名おり、約241名の高齢者を対象に地域での見守り活動を実施している。

質疑：バス借上げ助成は車種に関わらず上限5万円との説明だった。障害者団体などでは車椅子対応のため中型バス等が必要となり、マイクロバスとの差額が生じる。こうした団体の事情も踏まえ、車種や利用状況に応じた補助額の設定について検討する考えはないのか。

答弁：近隣の観光バス事業者5社に確認したところ、車椅子対応の貸切マイクロバスが利用可能との回答を得ている。まずは8年度に事業を実施し、利用状況や課題を検証した上で、必要があれば9年度以降の制度見直しの検討材料としたい。

質疑：丸田荘入浴施設廃止後、これまで町独自で支出していた運営費について、借上げバス助成やタクシー助成など他の移動支援施策に活用することは可能なのか。  
答弁：丸田荘入浴施設の費用は、所管としては高齢者施策に活用ができればと思っ  
ている。今後、庁舎庁内で検討していきたいと考えている。

#### 健康保険部

(健康保険課)

質疑：8020運動・口腔保健推進事業の中で実施されているフッ化物塗布について  
はこれまで継続して実施されているが、一定の効果があるのか。

答弁：フッ化物塗布の効果については、1歳6カ月児、3歳児、12歳児のむし歯本  
数の推移を会議資料として確認しており年々減少している。現在は全国平均よ  
りやや低い水準となっており、一定の効果があると評価している。

(介護保険課)

特記すべき質疑はなかった。

#### 会計課

特記すべき質疑はなかった。

#### 議事課・監査事務局

質疑：ビジネスチャットの利用料金は1人当たりどの程度の費用がかかっているのか。  
また、契約はどうなっているのか。

答弁：ビジネスチャット「WowTalk」の利用料金は、1人当たり年間3,300円で  
契約しており、月額換算では約275円となっている。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

### 議案第24号 令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算

#### 【提案理由・主な内容】

令和8年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ39億8,549万9千  
円で、前年度より約9%減となっている。主な要因は被保険者数の減少による保険税  
収入や県支出金の減少である。歳出では、保険給付費や県への納付金、保健事業費な  
どを計上しており、人間ドックや特定健康診査などの疾病予防事業を引き続き実施す  
る。また、長崎県では令和15年度の保険税統一を目指しており、長与町でも令和9  
年度から段階的な保険税改定を検討している。

#### 【主な質疑】

質疑：子ども・子育て支援制度の財源として国保税の一部が引き上げられるが、18  
歳未満の子どもがいる世帯の負担はどうなるのか。

答弁：均等割において18歳未満は10割軽減となるため負担はなく、18歳以上は  
負担対象となる。また、低所得世帯には7割・5割・2割の軽減制度がある。  
子ども・子育て支援金の賦課限度額は3万円である。

質疑：国保税収入減の要因となっている被保険者数の減少理由は何か。

答弁：社会保険適用の拡大と人口減少が主な要因である。

質疑：新たに導入される子ども・子育て支援金について住民への周知はどのようにするのか。

答弁：広報紙への掲載や納税通知書発送時にチラシを同封し周知する予定である。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第25号 令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

### 【提案理由・主な内容】

令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算は、8億3,651万5千円で、前年度より約9%増となっている。主な要因は被保険者数の増加と広域連合納付金の増額。また、保険料の改定と子ども・子育て支援金制度の導入が行われ、徴収した保険料等は主に広域連合へ納付するための経費として計上されている。

### 【主な質疑】

質疑：国民健康保険と同様に、後期高齢者医療でも子ども・子育て支援分が加算されるのか。

答弁：後期高齢者医療においても子ども・子育て支援金を賦課し、子育て支援に係る経費を負担する仕組みとなっている。

質疑：保険料改定により、住民が負担する保険料は全体的に引き上げ傾向になるのか。

答弁：後期高齢者の増加や高齢化の進行に伴い、保険料はこれまで上昇傾向にある。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第26号 令和8年度長与町介護保険特別会計予算

### 【提案理由・主な内容】

令和8年度長与町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定34億244万8千円、介護サービス事業勘定3,364万5千円で、いずれも前年度より増額となっている。主な要因は高齢者の増加や介護サービス利用の増加による給付費の増加。歳出では、介護サービス給付費が大部分を占めるほか、介護予防事業、地域包括支援センター事業、認知症支援事業などの高齢者支援事業を実施する。

### 【主な質疑】

質疑：上映メディア借上料の内容は何か。

答弁：介護人材不足の解消を目的に、町民を対象として介護をテーマとした映画を上映する事業であり、公民館などで1回上映する予定。また、大学等にも周知し若い世代の参加を促す。

質疑：認知症カフェの現在の参加人数はどの程度か、参加者は費用負担があるのか。

答弁：月1回開催し、最近では約15人程度が参加している。参加費は、飲み物や菓子代として1人100円。認知症の本人や家族が交流や相談を行う場として実施している。

質疑：権利擁護事業とはどのようなものか。

答弁：高齢者虐待などの事例が発生した場合に、弁護士や社会福祉士を招いて会議を行い助言を受ける事業である。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### 議案第33号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 【提案理由・主な内容】

本議案は、人事院勧告の内容に準じ、町職員の通勤手当における駐車場代に係る支給要件を新たに定めるとともに、所要の改正を行うものである。具体的には、自動車等により通勤する職員のうち、有料駐車場等を利用しその料金を負担しており、かつ通勤距離が2キロメートル以上の者に対し、月額5,000円を上限として駐車場代に係る通勤手当を新たに支給することとしている。あわせて、通勤手当の上限額等の見直しも行うもの。附則では、施行日を令和8年4月1日と定めるとともに、本条例の改正に伴い、長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について準用規定の改正を行うこととしている。

#### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### 議案第34号 令和8年度長与町一般会計補正予算（第1号）

#### 【提案理由・主な内容】

対象は各課共通の内容であるため、総務課より一括して説明を受けた。本議案は人事院勧告に準じ、通勤手当における駐車場代支給に係る費用を計上するものである。一般職については、対象職員104名分として624万円を計上している。また、会計年度任用職員については、高田保育所のフルタイム職員1名分として1万2千円を計上している。その他の会計年度任用職員分は費用弁償で対応している。なお、駐車場代支給に伴う社会保険料の増減に対応する共済費についても併せて計上している。

#### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### 議案第35号 令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

#### 【提案理由・主な内容】

人事院勧告に伴う関連規則の公布に基づき、自動車等で通勤する職員に対して4月から駐車場代に係る通勤手当を新たに支給するための経費、およびそれに伴う社会保険料の増額分を計上するものである。歳入では、一般会計繰入金を計上し歳出に全額充当する。歳出では、賦課徴収費、疾病予防費、特定健康診査等事業費において、それぞれ対象職員分の通勤手当及び社会保険料を計上している。

#### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### 議案第36号 令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

#### 【提案理由・主な内容】

保険事業勘定において歳入歳出それぞれ58万8千円を追加し、補正後の総額を34億303万6千円とするものである。また、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ24万9千円を追加し、補正後の総額を3,389万4千円とするものである。主な内容は、人事院勧告に伴う通勤手当（駐車場代）及び社会保険料の増額であり、保険事業勘定では職員5名分、介護サービス事業勘定では職員5名分の経費を計上している。

#### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。